

ここで、実質的な支出とは、給付費、基礎年金拠出金などの支出項目の合計から、給付費の一部に充てられる基礎年金交付金、追加費用などの収入項目を控除して得られる額である<sup>註</sup>。「実質的な支出－国庫・公経済負担」は、保険料・積立金・運用収入で賄う必要のある支出額、言い換えると、制度が自前で財源を用意しなくてはならない支出額である。

注 具体的な算式は用語解説「実質的な支出」の項を参照のこと。

総合費用率は、自前で財源を用意しなければならない費用の水準を標準報酬月額総額に対する比で捉えたもので、年金財政を把握する上で基本的なものである。

また、総合費用率は、年金扶養比率の被保険者数を被保険者の標準報酬月額総額に、受給権者数を「実質的な支出－国庫・公経済負担」に置き換えたものとみれば、制度の成熟状況を金額ベースで表したものと言える（ただし年金扶養比率とは逆に、制度の成熟と共に上昇する。）。

さらに総合費用率は、完全な賦課方式（積立金及びその運用収入がない）で財政運営を行う場合の保険料率に相当する。この意味で、総合費用率のことを純賦課保険料率ということもある。

なお、自営業者等を対象とする国民年金については報酬概念がないことから総合費用率は作成できない。

#### ○ 独自給付費用率

総合費用率の分子「実質的な支出額－国庫・公経済負担」から基礎年金に関する支出<sup>註</sup>を除いた分である

「実質的な支出額－国庫・公経済負担－基礎年金拠出金×2/3」

を、標準報酬月額総額に対する百分比として捉えた指標である。

$$\text{独自給付費用率} = \frac{\text{実質的な支出} - \text{国庫} \cdot \text{公経済負担} - \text{基礎年金拠出金} \times 2/3^{\text{註}}}{\text{標準報酬月額総額}} \times 100$$

注 基礎年金拠出金を3分の2倍するのは、国庫・公経済負担の中に基礎年金拠出金の3分の1が含まれているからである。

なお、総合費用率のうち独自給付費用率以外の部分を以下「基礎年金費用率」ということにする。

$$\text{基礎年金費用率} = \text{総合費用率} - \text{独自給付費用率}$$

であり、或いは、

$$\text{基礎年金費用率} = \frac{\text{基礎年金拠出金} \times 2/3}{\text{標準報酬月額総額}} \times 100$$

である。

# ○ 収支比率

支出額のうち自前で財源を用意しなければならない分である「実質的な支出額－国庫・公経済負担」を「保険料収入＋運用収入」に対する百分比で捉えた指標である。

$$\text{収支比率} = \frac{\text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担}}{\text{保険料収入} + \text{運用収入}} \times 100$$

# ○ 積立比率

積立金が、支出額のうち自前で財源を用意しなければならない分の何年分に相当するかを表す指標で、前年度末積立金の当該年度の「実質的な支出額－国庫・公経済負担」に対する比である。

$$\text{積立比率} = \frac{\text{前年度末積立金}}{\text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担}}$$

## (2) 年金扶養比率 ー高い私学共済、低い国共済、地共済 各制度とも低下ー

平成13年度末の年金扶養比率は、私学共済が最も高く5.65、次いで厚生年金3.33、農林年金2.93、地共済2.24、国共済1.85の順となっている。また、国民年金については、分子に第1～3号被保険者数、分母に老齢基礎年金等受給権者数を持つてくると3.29である（表32）。年金扶養比率の高い私学共済は、成熟が厚生年金などに比べて進んでいない制度で、逆に年金扶養比率の低い国共済、地共済などは成熟が進んでいる制度といえる。

表32 年金扶養比率 ー平成13年度末ー

| 区分      | 厚生年金   | 国共済   | 地共済   | 私学共済  | 農林年金  | 国民年金   |
|---------|--------|-------|-------|-------|-------|--------|
|         | 千人     | 千人    | 千人    | 千人    | 千人    | 千人     |
| 被保険者数   | 31,576 | 1,110 | 3,207 | 408.2 | 458.5 | 70,168 |
| 老齢・退年相当 | 9,486  | 601   | 1,434 | 72.3  | 156.7 | 21,308 |
|         | 倍      | 倍     | 倍     | 倍     | 倍     | 倍      |
| 年金扶養比率  | 3.33   | 1.85  | 2.24  | 5.65  | 2.93  | 3.29   |

国共済と地共済の年金扶養比率が低いのは、制度発足前の恩給公務員期間等が加入期間とみなされるので、年金扶養比率の分母が多くなっていることが一因と思われる。年金扶養比率が低いことは、賦課方式の制度にあっては一般に被保険者の負担が大きいことを意味する。しかし、国共済と地共済の場合、恩給公務員期間等に

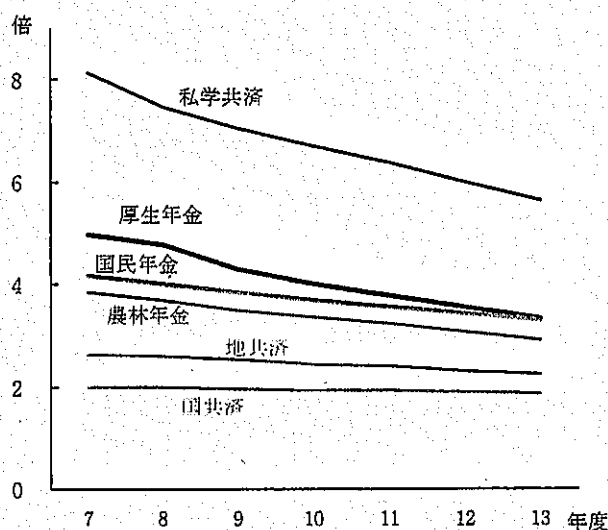
係る分が全額事業主（国又は地方公共団体）負担であって、保険料負担となっていないことから、他制度に比べて負担が大きいとは必ずしもいえない。

年金扶養比率の推移をみると、各制度とも低下してきている（表 33、図 7）。毎年の低下幅は、国共済や地共済にあっては 0.1 ポイント未満と小さいが、他の制度は毎年少なくとも 0.1 ポイント以上は低下してきている。中でも、私学共済の低下ペースは早く、毎年概ね 0.3～0.4 ポイントずつ低下している。厚生年金も私学共済ほどではないが毎年の低下幅は大きく、毎年概ね 0.2～0.3 ポイントずつ低下している。

表 33 年金扶養比率の推移

| 年度末           | 厚生年金   | 国共済    | 地共済    | 私学共済   | 農林年金   | 国民年金   |
|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 平成            | 倍      | 倍      | 倍      | 倍      | 倍      | 倍      |
| 7             | 4.98   | 1.99   | 2.64   | 8.15   | 3.83   | 4.15   |
| 8             | 4.76   | 1.97   | 2.59   | 7.47   | 3.68   | 4.00   |
| 9             | 4.28   | 1.95   | 2.52   | 7.06   | 3.49   | 3.83   |
| 10            | 4.01   | 1.92   | 2.45   | 6.70   | 3.35   | 3.69   |
| 11            | 3.79   | 1.91   | 2.40   | 6.36   | 3.24   | 3.57   |
| 12            | 3.57   | 1.89   | 2.32   | 5.98   | 3.09   | 3.43   |
| 13            | 3.33   | 1.85   | 2.24   | 5.65   | 2.93   | 3.29   |
| 対前年度増減差（ポイント） |        |        |        |        |        |        |
| 8             | △ 0.22 | △ 0.02 | △ 0.05 | △ 0.68 | △ 0.15 | △ 0.15 |
| 9             | △ 0.48 | △ 0.02 | △ 0.07 | △ 0.41 | △ 0.19 | △ 0.17 |
| 10            | △ 0.27 | △ 0.03 | △ 0.07 | △ 0.36 | △ 0.14 | △ 0.14 |
| 11            | △ 0.22 | △ 0.01 | △ 0.05 | △ 0.34 | △ 0.11 | △ 0.12 |
| 12            | △ 0.22 | △ 0.02 | △ 0.08 | △ 0.38 | △ 0.15 | △ 0.14 |
| 13            | △ 0.24 | △ 0.04 | △ 0.08 | △ 0.33 | △ 0.16 | △ 0.14 |

図 7 年金扶養比率の推移



### (3) 総合費用率 ー各制度とも上昇ー

平成13年度の総合費用率は、農林年金が最も高く25.3%、次いで国共済21.5%、厚生年金18.8%、地共済16.7%、私学共済14.3%の順となっている(表34、図8)。

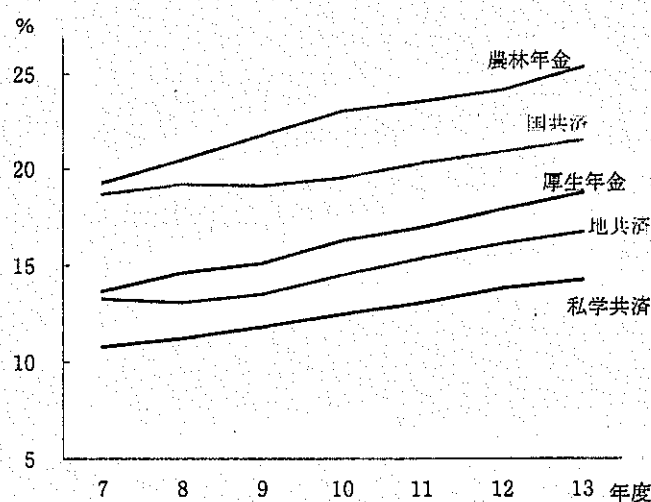
表34 総合費用率の推移

| 年度 | 厚生年金 | 国共済  | 地共済  | 私学共済 | 農林年金 |
|----|------|------|------|------|------|
| 平成 | %    | %    | %    | %    | %    |
| 7  | 13.7 | 18.7 | 13.2 | 10.8 | 19.3 |
| 8  | 14.6 | 19.2 | 13.1 | 11.2 | 20.5 |
| 9  | 15.1 | 19.1 | 13.5 | 11.8 | 21.7 |
| 10 | 16.3 | 19.5 | 14.5 | 12.5 | 23.0 |
| 11 | 17.0 | 20.3 | 15.4 | 13.1 | 23.5 |
| 12 | 17.9 | 20.9 | 16.1 | 13.8 | 24.1 |
| 13 | 18.8 | 21.5 | 16.7 | 14.3 | 25.3 |

| 対前年度増減差 | (ポイント) |      |      |     |     |
|---------|--------|------|------|-----|-----|
| 8       | 0.9    | 0.5  | △0.1 | 0.4 | 1.2 |
| 9       | 0.5    | △0.1 | 0.4  | 0.6 | 1.2 |
| 10      | 1.2    | 0.4  | 1.0  | 0.7 | 1.3 |
| 11      | 0.7    | 0.8  | 0.9  | 0.6 | 0.5 |
| 12      | 0.9    | 0.6  | 0.7  | 0.7 | 0.6 |
| 13      | 0.9    | 0.6  | 0.6  | 0.5 | 1.2 |

図8 総合費用率の推移



推移をみると、各制度とも毎年概ね0.5~1.2%ポイントずつ上昇している。7年度以降でみて上昇幅が大きかった制度は農林年金で、7年度の19.3%から13年度の25.3%まで、6年間で6ポイント上昇した。次に大きかった制度は厚生年金で、7年度の13.7%から13年度の18.8%まで、6年間で5.1ポイントの上昇であった。

次いで地共済、私学共済、国共済の順で、それぞれ6年間で3.5、3.5、2.8ポイントの上昇となっている。

総合費用率の上昇は、主に分子の「実質的な支出－国庫・公経済負担」が増加する一方、分母に由来する標準報酬月額総額が減少し、又は増加していても分子ほど増加していないことによる（表 37）。分子の「実質的な支出－国庫・公経済負担」の推移をみると、各制度とも増加を続けている。13年度の対前年度増減率をみると、私学共済が最も大きく4.7%増、次いで厚生年金4.4%増、農林年金3.9%増、地共済3.6%増、国共済3.5%増の順となっている。これに対し、分母の標準報酬月額総額の方は、私学共済1.3%増、厚生年金0.7%減、農林年金1.1%減、地共済横ばい、国共済0.5%増である。その結果、13年度の総合費用率が私学共済は0.5ポイント、厚生年金は0.9ポイント、農林年金は1.2ポイント、地共済は0.6ポイント、国共済は0.6ポイント、それぞれ上昇するところとなった。

#### (4) 独自給付費用率、基礎年金費用率

平成 13 年度の独自給付費用率は、農林年金が最も高く 19.8%、次いで国共済 17.1%、厚生年金 13.7%、地共済 13.0%、私学共済 10.1%の順となっている（表 35、図 9）。基礎年金費用率は、農林年金がやはり最も高く 5.5%、次いで厚生年金 5.0%、国共済 4.4%、私学共済 4.2%、地共済 3.7%の順となっている（表 36、図 10）。基礎年金費用率が制度間でこのように異なるのは、1人当たり標準報酬月額及び第2号・第3号被保険者の比率が制度間で異なることによる。

両者の推移をみると、独自給付費用率は毎年概ね 0.3～1.0 ポイントずつ、基礎年金費用率は毎年概ね 0.1～0.3 ポイントずつ、それぞれ上昇している。

これは、総合費用率と同様、分子の「実質的な支出－国庫・公経済負担－基礎年金拠出金×2/3」、「基礎年金拠出金×2/3」が増加する一方、分母の標準報酬月額総額が減少し、又は増加していても分子ほどは増加していないことによる（表 37）。

なお、独自給付費用率の方が基礎年金費用率に比べて毎年度の上昇幅が大きい、独自給付費用率の分子である

「実質的な支出－国庫・公経済負担－基礎年金拠出金×2/3」（表 37 B 欄）と、基礎年金費用率の分子である

「基礎年金拠出金×2/3」（表 37 C 欄）